

綾川町許可第2号

株式会社 塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁 様

綾川町一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。(更新)

令和8年 7月 1日

綾川町長 前田 武俊



許可番号	綾川町許可第 2 号
許可期限	令和8年7月12日 から 令和10年7月11日 まで
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（し尿を除く）
区 域	綾川町全域
その他の条件	<ol style="list-style-type: none">1. 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車、運搬容器その他運搬施設を有し、運搬すること。2. 処理については、高松市西部クリーンセンターにおいて処理すること。3. 他市町等の廃棄物と混載しないこと。4. 運搬車輛に綾川町許可番号を表示すること。5. 収集・搬入の月報を作成し、翌月報告すること。